

## 庄内町情報公開・個人情報保護審査会(令和4年11月30日開催)

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 諮問書提出(別紙)
- 4 町長あいさつ
- 5 協議
  - (1) 会議録署名委員の指名について
  - (2) 令和5年度以降の個人情報保護制度について
  - (3) 庄内町の関係条例等の整理について
  - (4) 個人情報の公開請求に係る開示決定等の期間について
  - (5) 個人情報ファイル簿について
  - (6) パブリックコメントの実施について
  - (7) その他
- 6 その他
- 7 閉会

### 【会議の結果】

- (1) 会議録署名委員の指名について
  - ・田澤委員が指名された。
- (2) 令和5年度以降の個人情報保護制度について
  - ・令和5年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」が地方公共団体にも直接適用されることに関連し、制度改正の概要について確認した。
- (3) 庄内町の関係条例等の整理について
  - ・今回の制度改正に伴う町の関係条例等の改正・廃止対応について確認した。廃止するのは「庄内町個人情報保護条例」及び「庄内町個人情報保護条例施行規則」、新設するのは「庄内町個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「庄内町個人情報の保護に関する法律施行規則」を予定。
- (4) 個人情報の公開請求に係る開示決定等の期間について
  - ・現在の庄内町個人情報保護条例に基づく公開請求に対する開示決定等の期限は14以内、事情がある場合は更に30日以内の延長が可能となっている。今後公開請求の内容も多様化することが予想されるため、今回の制度改正のタイミングで、国の規定に合わせ、開示決定等の期限を30日以内、事情がある場合の延長は30日以内とすることとし、引き続き早期の事務処理に努めることを確認した。
- (5) 個人情報ファイル簿について

- ・制度改正により、町で保有する個人情報の概要をまとめた「個人情報ファイル簿」の作成及び公表が必要となることからその概要について確認した。
- (6) パブリックコメントの実施について
- ・今回の制度改正の概要について12月中旬～1月中旬にかけてパブリックコメントを実施し、町民の意見を聴くこととした。
- (7) その他
- ・パブリックコメントの結果について把握し、諮問のあった内容を協議するため、次回の審査会を令和5年1月下旬に開催することとした。

諮 問 第 2 号  
令和4年11月30日

庄内町情報公開・個人情報保護審査会  
会長 吉 田 勝 紀 殿

庄内町長 富 樫 透

諮 問 書

庄内町個人情報保護条例（平成17年庄内町条例第12号）第10条の規定に基づき、  
下記事項について諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 庄内町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の設定について
- (2) 庄内町情報公開・個人情報保護審査会条例（案）の設定について
- (3) 庄内町情報公開条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- (4) 庄内町個人情報の保護に関する法律施行細則（案）の設定について

2 答申の期限

令和5年1月31日（火）